

器具、容器包装の材質別規格

目次

ア ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引き	2
(ア)液体を満たしたときにその深さが 2.5 cm 以上のもの(ホウロウ引きのものであって容量が3L 以上のものを除く。)	2
(イ)液体を満たすことのできないもの、液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 未満であるもの、ホウロウ引きのものであって容量が3L 以上のもの	3
イ 合成樹脂製の器具又は容器包装	4
(ア)フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とするもの	4
(イ)ホルムアルデヒドを製造原料とするもの((ア)フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とするものは除く。)	4
(ウ)ポリ塩化ビニルを主成分とするもの	5
(エ)ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とするもの	5
(オ)ポリスチレンを主成分とするもの	6
(カ)ポリ塩化ビニリデンを主成分とするもの	6
(キ)ポリエチレンテレフタレートを主成分とするもの	7
(ク)ポリメタクリル酸メチルを主成分とするもの	7
(ケ)ナイロンを主成分とするもの	8
(コ)ポリメチルペンテンを主成分とするもの	8
(サ)ポリカーボネートを主成分とするもの	8
(シ)ポリビニルアルコールを主成分とするもの	9
(ス)ポリ乳酸を主成分とするもの	10
(セ)ポリエチレンナフタレートを主成分とするもの	10
(ソ)合成樹脂製一般の規格((ア)～(セ)に該当しない合成樹脂製のもの)	10
ウ ゴム製の器具又は容器包装	11
(ア)ほ乳器具以外のもの	11
(イ)ほ乳器具	12
エ 金属缶	13
(ア)食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていない金属缶	13
(イ)食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されている金属缶	13

ア ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引き

(ア)液体を満たしたときにその深さが 2.5 cm 以上のもの(ホウロウ引きのものであって容量が3L 以上のものを除く。)

材 質	目的/容量		カドミウム	鉛
ガラス製	加熱調理器具*		0.05 μg /mL 以下	0.5 μg /mL 以下
	加熱調理器具以外	容量 600 mL 未満	0.5 μg /mL 以下	1.5 μg /mL 以下
		容量 600 mL 以上3L 未満	0.25 μg /mL 以下	0.75 μg /mL 以下
		容量3L 以上	0.25 μg /mL 以下	0.5 μg /mL 以下
陶磁器製	加熱調理器具*		0.05 μg /mL 以下	0.5 μg /mL 以下
	加熱調理器具以外	容量 1.1 L 未満	0.5 μg /mL 以下	2 μg /mL 以下
		容量 1.1 L 以上3L 未満	0.25 μg /mL 以下	1 μg /mL 以下
		容量3L 以上	0.25 μg /mL 以下	0.5 μg /mL 以下
ホウロウ引き	加熱調理器具*	容量3L 未満	0.07 μg /mL 以下	0.4 μg /mL 以下
	加熱調理器具以外	容量3L 未満	0.07 μg /mL 以下	0.8 μg /mL 以下

(イ)液体を満たすことのできないもの、液体を満たしたときに
その深さが 2.5cm 未満であるもの、ホウロウ引きのものであ
って容量が3L 以上のもの

材質／深さ・容量／目的		カドミウム	鉛	
ガラス製		0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
陶磁器製		0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
ホウロウ 引き	液体を満たすことのできないもの又は液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 未満のもの	加熱調理器具*	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下
		加熱調理器具以外	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下
	液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 以上のものであって容量が3L 以上のもの	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	

*「加熱調理器具」とは、加熱して使用することを主目的として製造されたもの（鍋、グラタン皿など）又は、加熱調理用、直火用、オーブン用、電子レンジ用などと明示されたものであって、概ね 100°Cを超えて調理を目的に使用されるものをいう。したがって、カタログ等で料理レシピに食品の写真とともに当該製品に入れ電子レンジで○分加熱調理などの記載があるものは、加熱調理用に該当する。ただし、取扱説明書などに電子レンジでも使用できますなどの記載がある製品であっても、電子レンジでの加熱調理を目的とした製品ではなく、盛りつけた食品の温め直しなどに短時間電子レンジをかけるだけの普通のご飯茶碗やマグカップは、加熱用調理器具には含めない。また、100°C以下で使用される熱燗の徳利や、蒸し器の中で使用され、主に水蒸気により 100°C以下で加熱される茶碗蒸しの器等は、加熱用調理器具には含めない。

（「ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装の材質別規格及び器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の改正並びに器具及び容器包装の製造基準に係る Q & A」（平成 20 年 8 月 11 日付け食安基発第 0811001 号別添）

イ 合成樹脂製の器具又は容器包装

(ア)フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とするもの

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		ホルムアルデヒド	適合
		蒸発残留物* ¹	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(イ)ホルムアルデヒドを製造原料とするもの((ア)フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とするものは除く。)

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	ホルムアルデヒド	適合
		蒸発残留物* ¹	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(ウ)ポリ塩化ビニルを主成分とするもの

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	材質試験	ジブチルスズ化合物	50 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		クレゾールリン酸エステル	1 mg/g 以下
		塩化ビニル	1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 ただし、ヘプタンを浸出 用液とする場合は、 150 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(エ)ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とするもの

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 ただし、使用温度が 100℃以下で、ヘプタ ンを浸出用液とする場 合は、 150 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(オ)ポリスチレンを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸 カリウム消費 量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	材質試験	揮発性物質	スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、5 mg/g 以下 ただし、発泡ポリスチレン(熱湯を用いるものに限る。)にあつては、各成分の濃度の合計が2 mg/g 以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの濃度がそれぞれ1 mg/g 以下(ただし、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあつては、細切した試料 0.1gを精密に量り、20 mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液 2.0 mLを加え、直ちに密封したものを試験溶液とし、以下の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、5 mg/g 以下)
	溶出試験	蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合は、 240 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(カ)ポリ塩化ビニリデンを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として

			1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	材質試験	バリウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		塩化ビニリデン	6 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	蒸発残留物* ¹	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(キ)ポリエチレンテレフタレートを主成分とするもの

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	アンチモン	0.05 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		ゲルマニウム	0.1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		蒸発残留物* ¹	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(ク)ポリメタクリル酸メチルを主成分とするもの

項 目			規 格
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	メタクリル酸メチル	15 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

		蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
--	--	---------	-------------------------------

(ケ)ナイロンを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	カプロラクタム	15 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(コ)ポリメチルペンテンを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 ただし、ヘプタンを浸 出用液とする場合 は、 120 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(サ)ポリカーボネートを主成分とするもの

項 目	規 格
-----	-----

一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	材質試験	ビスフェノールA	ビスフェノールA、フェノール及び p-tert-ブチルフェノールの量の合計 500 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		ジフェニルカーボネート	500 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		アミン類	トリエチルアミン及びトリブチルアミンの量の合計は、 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	ビスフェノールA* ¹	ビスフェノールA、フェノール及び p-tert-ブチルフェノールの量の合計 2.5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
蒸発残留物* ¹		30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	

(シ)ポリビニルアルコールを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	蒸発残留物* ¹	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(ス)ポリ乳酸を主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	総乳酸	総乳酸量は、 30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(セ)ポリエチレンナフタレートを主成分とするもの

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
個別規格	溶出試験	ゲルマニウム	0.1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		蒸発残留物*1	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(ソ)合成樹脂製一般の規格((ア)~(セ)に該当しない合成樹脂製のもの)

項 目		規 格	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
		鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下

ウ ゴム製の器具又は容器包装

	溶出試験	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

* 1 「蒸発残留物」の試験を実施する際は、接触する食品の特性を確認してから、下表に掲げる浸出用液について、登録検査機関等に検査を依頼してください。なお、接触する食品を限定しない場合は、全項目の試験を実施してください。

食品の種類		浸出用液
油脂及び脂肪性食品*2		ヘプタン
酒類*3		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH5を超えるもの	水
	pH5以下のもの	4%酢酸

* 2 「油脂及び脂肪性食品」とは、食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね 20%以上であって、乾燥した固形食品以外の食品をいう。

* 3 「酒類」とは、アルコール分 1%以上を含有する飲料をいう。

ウ ゴム製の器具又は容器包装

(ア)ほ乳器具以外のもの

項目		規格
材質試験	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	2-メルカプトイミダゾリン(塩素を含まないものは除く。)	適合
溶出試験	フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	ホルムアルデヒド	適合
	亜鉛	15 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	蒸発残留物*1	60 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

* 1 「蒸発残留物」の試験を実施する際は、接触する食品の特性を確認してから、下表に掲げる浸出用液について、登録検査機関等に検査を依頼してください。なお、接触する食品を限定しない容器包装の場合は、全項目の試験を実施してください。

食品の種類		浸出用液	
		器具	容器包装
油脂及び脂肪性食品* ²		水	20%エタノール
酒類* ³			
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH5を超えるもの		水
	pH5以下のもの		4%酢酸

* 2 「油脂及び脂肪性食品」とは、食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね 20%以上であって、乾燥した固形食品以外の食品をいう。

* 3 「酒類」とは、アルコール分 1%以上を含有する飲料をいう。

(イ)ほ乳器具

項目		規格
材質試験	カドミウム	10 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	鉛	10 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
溶出試験	フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	ホルムアルデヒド	適合
	亜鉛	1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	重金属	鉛として 1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
	蒸発残留物	40 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

* いわゆるニップル（乳首）部分をいいます。

工 金属缶

金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。）

(ア)食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていない

金属缶

項目	規格
ヒ素*1	三酸化二ヒ素として 0.2 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
カドミウム*1	0.1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
鉛*1	0.4 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

(イ)食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されている金

属缶

項目	規格
ヒ素*1	三酸化二ヒ素として 0.2 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
カドミウム*1	0.1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
鉛*1	0.4 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
ホルムアルデヒド	適合
蒸発残留物*2	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であ って塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超える ものにより缶の内面を塗装した缶を試料とす る場合であり、かつ、ヘプタンを浸出用液とし て用いたときの蒸発残留物の量は、 90 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下*
エピクロルヒドリン	0.5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下

塩化ビニル	0.05 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下
-------	---------------------------------

* また、この場合であって、水を浸出溶液として用いたときの蒸発残留物の量が $30\mu\text{g}/\text{mL}$ を超える場合は、クロロホルム可溶物量として $30\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下。

* 1 「ヒ素」、「鉛」、「カドミウム」の試験を実施する際は、接触する食品の pH を確認してから、下表に掲げる浸出用液について、登録検査機関等に検査を依頼してください。

食品の種類	浸出用液
pH5を超える食品	水
pH5以下の食品	0.5%クエン酸溶液

* 2 「蒸発残留物」の試験を実施する際は、接触する食品の特性を確認してから、下表に掲げる浸出用液について、登録検査機関等に検査を依頼してください。なお、接触する食品を限定しない場合は、全項目の試験を実施してください。

食品の種類		浸出用液
油脂及び脂肪性食品*3		ヘプタン
酒類*4		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH5を超えるもの	水
	pH5以下のもの	4%酢酸

* 3 「油脂及び脂肪性食品」とは、食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね 20%以上であって、乾燥した固形食品以外の食品をいう。

* 4 「酒類」とは、アルコール分 1%以上を含有する飲料をいう。

※一部、原材料の材質別規格や試験法の変更について、令和 8 年 6 月 1 日から施行されます。当情報はこれを反映しておりませんので予めご了承ください。詳細については消費者庁ホームページをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance